

令和6年度 介護保険施設等指導監査実施方針

1 基本方針

利用者の自立支援及び尊厳の保持が図られることを念頭において、介護保険サービス事業者等に対する指導監査を行うものとし、指導は、鹿角市地域密着型サービス事業者等指導要綱の規定に基づき、介護保険法等の関係法令を事業者遵守していただくとともに、基準等に基づく介護給付等対象サービスの取扱い及び介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底することを主眼として行うものとする。

なお、不適正情報等のあった介護サービス事業所に対しては、鹿角市地域密着型サービス事業者等監査要綱の規定に基づき、迅速かつ厳正に監査を行うものとする。

2 指導等の実施時期について

(1) 集団指導 年度内に1回以上行うものとする。

(2) 運営指導 令和6年6月～令和7年1月までに行うものとする。
ただし、介護保険施設等の事情により、この時期に実施できない場合は、年度内に行うものとする。

(3) 監 査 次の場合等に実施

ア 運営指導時において、著しい運営基準違反が確認され、利用者および入所者等の生命または身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断された場合

イ 運営指導時において、報酬請求に誤りが確認され、その内容が著しく不正な請求と認められる場合

3 運営指導の方法

(1) 実施通知

運営指導を実施する場合は、対象の介護保険施設等に原則3週間前までに文書により通知する。ただし、あらかじめ通知したのでは当該介護保険施設等におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に文書により通知するものとする。

(2) 実施方法

運営指導は、実施通知において作成を指示した運営調書の提出を受け、当該運営調書及び関係書類を確認し、管理者及び関係職員との面談方式により実施する。

なお、過去の運営指導等において指摘事項があった場合には、その改善状況等についても確認を行う。

(3) 指導結果の通知

運営指導の結果については、原則として運営指導を行った日から30日以内に文書により通知する。

(4) 改善状況報告書の提出

文書で指導した事項については、指導結果の通知に示す期限までに、その改善状況の報告を求めるものとする。

4 指導の重点事項

(1) 運営関係

① 人員基準の徹底

介護サービスの質を確保する観点から、基準等で定められている従業員数の確保と、適切な従業者によるサービスの提供が行われるよう、以下の事項について指導を徹底する。

ア 従業員（兼務している場合は、それぞれの勤務状況）の勤務状況を示す書類の整備

イ 利用者に対し適切なサービスを提供するための必要な職員の配置（過剰な兼務により職務上の役割が果たされていないことはないか）

ウ 従業者に必要な資格要件及び研修の修了要件

② 一連のケアマネジメントプロセスの理解の促進

利用者の自立を支援し、状態の悪化をできるだけ防止する視点に立って、適切なケアが総合的かつ効率的に提供されるよう、以下のプロセスの実施について指導を徹底する。

ア 要介護者の状況の把握と、生活上の課題の分析(アセスメント)

イ 総合的な援助方針、目標を設定と、アに応じた介護サービス等の組み合わせ（プランニング）

ウ ア及びイについて、サービス担当者会議等により支援にかかわる専門職間で検討・調整し、認識を共有した上での効果的・効率的な居宅・施設サービス計画(ケアプラン)の策定(多職種協働)

エ 各サービスの提供状況及び要介護者の状況変化等の把握(モニタリング)、各サービスの内容等の再評価・改善

③ 計画に基づくサービスの実施

事業者においては、介護サービスの提供にあたり、各サービス計画に沿った個別の援助計画の作成、利用者への説明、同意取得、計画の交付、サービス提供の記録、評価、必要に応じた計画の変更等、指定基準に示されたプロセスが着実に実行されるよう指導する。

④ 「事故防止対策」及び「苦情対応」

事故の内容を正確に記録し、従業者間で情報を共有するとともに、事業所全体で原因の究明及び実効性のある再発防止対策を講ずるよう指導する。

市に報告すべき事故を理解していない、市に報告すべき事故を報告していないなどの事例が見受けられることから、報告について徹底を図る。

苦情は、サービスの質の向上を図る上での重要な情報であることから、事業所全体で情報を共有するとともに、苦情の内容を踏まえて、サービスの質の向上に向けた取組みを適切に行うよう指導する。

⑤ 感染予防対策

感染症及び食中毒などの感染を予防するための組織的な体制を整備するとともに、感染症まん延防止のための指針にその予防対策や発生時の対策を明記し、当該指針に基づく委員会及び研修、並びに感染症を想定した訓練を実施するほか、感染症等発生時には、感染拡大防止のための適切な対策を講ずるよう指導する。

⑥ 非常災害時の対応

各施設に起こりうる災害に対応する具体的な防災計画を作成するとともに、関係機関への通報・連携体制の確保と、実効性のある避難・救出訓練を実施するよう指導する。

(2) 報酬関係

① 不適正な請求の防止

加算等の算定要件に基づく運営及び報酬請求の適切な実施について確認し、不適正な請求を防止するように指導する。

② 説明責任の理解の促進

加算等の請求にあたっては、報酬基準上の要件を満たしていることが必要であり、報酬基準上の要件を満たしているか否かは事業者の説明責任があることについて理解の促進に努める。

③ 記録等の整備

加算等の算定については、報酬基準上必要な記録・書類が整備されているか、適切に実施するように指導する。

④ 介護職員処遇改善加算の介護従事者への支給の確認

介護職員の安定的確保及び質の向上の観点から導入された本加算については、当該加算を算定している事業所において、個々の職員への確認を行うなど、処遇改善計画書に基づく賃金改善が適切に実施されているかを把握する。

5 関係団体等との連携

(1) 厚生労働省及び秋田県国民健康保険団体連合会

指導及び監査に係る法令・制度運用に関する疑義照会、事業者に関する情報提供等、介護給付の適正化及び業務管理体制確認検査について、事業者指

導の立場から連携を図る。

(2) 市町村

効率的かつ効果的な事業者指導の実施のため、保険者（鹿角市あんしん長寿課）と連携を図るものとする。